

DAITOでんき「他燃料切替割」

<付帯契約型>

2019年4月1日実施

大東ガス株式会社

1. 用語の定義

この付帯契約において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」とは、この付帯契約の対象となる**DAITOでんき**需給約款（以下「主契約」といいます。）をいいます。
- (2) 「他燃料切替」とは、オール電化住宅または他社プロパンガス・灯油などを熱源とする都市ガスを使用していない住宅が、新たに都市ガスへ燃料転換すること（以下「他燃料切替」といいます。）をいいます。
- (3) 「ガスの契約」とは、当社の都市ガス需給契約に関する約款にもとづく契約（以下「ガスの契約」といいます。）をいいます。
- (4) その他の用語については、主契約の用語の定義のとおりといたします。

2 適用

DAITOでんき「他燃料切替割」（以下「この付帯契約」といいます。）は、お客さまと当社とが主契約を締結する場合、主契約に付帯して契約いただくものです。

3 付帯契約の変更

- (1) 当社は、この付帯契約を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の付帯契約によります。
- (2) 当社は、この付帯契約を変更する場合、変更の内容をお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略いたします。

4 適用条件

次の条件を満たすお客さまに適用いたします。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- イ 主契約を契約中であること。または、原則ガスの契約により新たに都市ガスの使用を開始される以前に主契約を締結いただくこと。
- ロ 2019年4月1日以降に、他燃料切替による都市ガス工事の申込みをいただくこと。
- ハ ガスの契約による都市ガスの使用用途が家庭用途であること
- ニ ガスセット割の条件（主契約18(1)適用条件）を満たしていること

5 契約の成立

4(適用条件)を満たすお客さまはこの付帯契約を当社に申込みしたものとし、お客さまの申込みを当社が承諾したときにこの付帯契約が成立いたします。

6 承諾の限界

- (1) 当社は、法令、主契約の需給状況、主契約の料金支払状況、その他によって、

この付帯契約による割引の適用をお断りすることがあります。

- (2) (1)にかかわらず、当社は、業務遂行上支障があると判断した場合またはこの付帯契約および主契約の主旨にそぐわないと判断した場合は、この付帯契約による割引の適用をお断りすることがあります。

7 適用期間

この付帯契約の適用期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）から3か月目の定例検針日までといたします。

8 料金

各料金算定期間の主契約の料金は、基本料金を無料としたうえで、それぞれの主契約によって算定された電力量料金に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を合計した金額といたします。

9 解約

この付帯契約は、次の場合に解約となります。

- イ 適用条件を満たさなくなった場合
- ロ お客さまがこの付帯契約を適用しないことを希望した場合
- ハ 6(承諾の限界)に該当する場合

10 その他

その他の事項については、主契約に定めるところによります。

附則

1 実施期日

この付帯契約は、2019年4月1日から実施いたします。